

別紙

○技能実習に関する記載の削除

育成就労制度施行後も、技能実習制度の経過措置により、技能実習生は引き続き在籍することとなるため、技能実習制度における監理団体と、育成就労制度における監理支援機関が併存することとなる。

そのため、技能実習に関する記載は削除せずに残しておく必要があり、傘下の技能実習生の在留が0名となった場合には定款事業から削除することを検討する必要がある。

しかし、当該監理団体において技能実習生の在籍が0名となった場合であっても、やむを得ない事情により他の監理団体から当該監理団体の傘下に技能実習生が転籍する可能性があることに留意し、経過措置が終了するまでは技能実習に関する記載は削除しないことが適切である（技能実習生の最後の残留は令和12年6月末）。